

# 臨時会提出予定案件資料

予定議案	ページ
1 令和 5 年第 4 回市議会臨時会提出予定議案 -----	1
予算関係	
2 令和 5 ( 2 0 2 3 ) 年度各会計補正予算総括表 -----	2
3 令和 5 ( 2 0 2 3 ) 年度一般会計補正予算の内訳 -----	3
4 令和 5 ( 2 0 2 3 ) 年度一般会計補正予算の内容 -----	4
条例関係	
5 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子 -----	5 ~ 9

# 1 令和5年第4回市議会臨時会提出予定議案

(議案)

- 1 令和5(2023)年度函館市一般会計補正予算 【財務部ほか】
- 2 函館市手数料条例の一部改正について 【市民部】

## 2 令和5(2023)年度各会計補正予算 総括表

(単位：千円)

会計区分		補正前	補正額	補正後
一 一般会計		153,333,343	694,631	154,027,974
特別会計	港湾事業	2,798,079		2,798,079
	国民健康保険事業	27,914,642		27,914,642
	自転車競走事業	32,390,311		32,390,311
	奨学資金	20,275		20,275
	地方卸売市場事業	478,884		478,884
	介護保険事業	33,379,425		33,379,425
	発電事業	4,500		4,500
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	129,171		129,171
	後期高齢者医療事業	4,760,642		4,760,642
	小計	101,875,929		101,875,929
企業会計	水道事業	収入 6,694,636 支出 8,165,519		6,694,636 8,165,519
	公共下水道事業	収入 11,377,525 支出 12,915,858		11,377,525 12,915,858
	交通事業	収入 1,930,833 支出 2,326,599		1,930,833 2,326,599
	病院事業	収入 26,712,560 支出 26,329,715		26,712,560 26,329,715
	小計	収入 46,715,554 支出 49,737,691		46,715,554 49,737,691
合計		収入 301,924,826 支出 304,946,963	694,631 694,631	302,619,457 305,641,594

### 3 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内訳

#### 【一般会計・歳出】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
民生費	62,503,807	679,200	63,183,007	・ 社会福祉施設等食材料費支援事業費 19,200 ・ 子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業関係経費 660,000
農林水産費	1,429,380	5,981	1,435,361	・ 肥料価格高騰対策支援補助金増 2,513 ・ 飼料価格高騰対策支援補助金増 3,468
商工費	12,787,042	9,450	12,796,492	・ LPガス利用者負担軽減支援事業費増 9,450
その他	76,613,114		76,613,114	
歳出合計	153,333,343	694,631	154,027,974	

#### 【一般会計・歳入】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
国庫支出金	37,410,359	588,585	37,998,944	・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金増 588,585
繰入金	4,873,898	106,046	4,979,944	・ 財政調整基金繰入金増(3,489,493 → 3,595,539) 106,046
その他	111,049,086		111,049,086	
歳入合計	153,333,343	694,631	154,027,974	

#### 【一般会計・その他】

(単位:千円)

【繰越明許費・追加】			
・ 子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業関係経費	660,000		【子ども未来部】
・ 肥料価格高騰対策支援補助金	2,513		【農林水産部】
・ LPガス利用者負担軽減支援事業費	9,450		【経済部】

#### 4 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内容

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[民生費・子ども未来総務費] 【子ども未来部】 1 子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業関係経費 食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援として、 児童1人あたり2万円を支給 既決予算額 0 → 660,000	660,000		660,000
[繰越明許費・追加] ・金額 660,000千円			
[民生費・社会福祉総務費] 【保健福祉部】 2 社会福祉施設等食料費支援事業費 食料品などの物価高騰の影響を受けている施設の負担軽減を図るため、 北海道の制度の対象とならない社会福祉施設等に給付金を支給 既決予算額 0 → 19,200	19,200		19,200
[農林水産費・農業振興費] 【農林水産部】 3 肥料価格高騰対策支援補助金 肥料価格高騰の影響を受けている農業経営に対し、化学肥料購入費を助成 既決予算額 5,313 → 7,826	2,513		2,513
[繰越明許費・追加] ・金額 2,513千円			
[農林水産費・農業振興費] 【農林水産部】 4 飼料価格高騰対策支援補助金 飼料価格高騰の影響を受けている酪農・畜産業経営に対し、飼料購入費を助成 既決予算額 3,475 → 6,943	3,468		3,468
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 5 LPガス利用者負担軽減支援事業費 LPガス料金上昇の影響を受けている利用者の負担軽減を図るため、 北海道の制度の対象とならない工業用利用者に対し、 販売事業者を通じた支援を実施 既決予算額 45,480 → 54,930	9,450		9,450
[繰越明許費・追加] ・金額 9,450千円			
合 計	694,631		694,631
[歳入(一般財源)] 【財務部】 6 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 既決予算額 2,752,042 → 3,340,627		588,585 ▲	588,585
[歳入(一般財源)] 【財務部】 7 財政調整基金繰入金 既決予算額 3,489,493 → 3,595,539		106,046 ▲	106,046

## 5 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正理由

戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外における戸籍証明書等の交付等に関する事務について手数料を徴収することとするため

### (2) 改正内容

戸籍証明書等の広域交付，戸籍電子証明書提供用識別符号および除籍電子証明書提供用識別符号の発行，届書等情報の内容の証明書の交付ならびに届書等情報の内容を表示したものの閲覧の手数料に係る規定を追加する。

### (3) 施行期日

令和6年3月1日から施行する。

## 函館市手数料条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																								
<p>(手数料を徴収する事務およびその金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務の区分およびその金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録および埋火葬に係る証明書の交付等に関する事務 別表第1</p> <p>(2)～(14) (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までもしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第120条第1項もしくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付</td> <td>1通につき</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</td> <td>証明事項1件につき</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までもしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第120条第1項もしくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円	(新設)			<p>(手数料を徴収する事務およびその金額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(14) (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までもしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項もしくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平</u></td> <td><u>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</u></td> <td style="text-align: center;"><u>400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までもしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項もしくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</u>	<u>400円</u>
区分	単位	金額																							
戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までもしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第120条第1項もしくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円																							
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円																							
(新設)																									
区分	単位	金額																							
戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までもしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項もしくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</u>	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
<u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</u>	<u>400円</u>																							

			成12年自治省令第5号) 第1条の2で定めるもの に限る。以下この表にお いて同じ。)により戸籍 電子証明書提供用識別符 号の発行を行う場合(当 該発行に係る戸籍電子証 明書の請求が同項の規定 により同項に規定する電 子情報処理組織を使用す る方法により行われた場 合に限る。)における当 該発行および戸籍電子証 明書提供用識別符号の発 行に係る戸籍電子証明書 の請求を行う者が同時に 当該戸籍電子証明書が証 明する事項と同一の事項 を証明する戸籍の謄本も しくは抄本または戸籍証 明書の請求を行う場合に おける当該発行を除 く。)		
戸籍法第12条の2におい て準用する同法第10条第 1項もしくは第10条の2 第1項もしくは第3項か ら第5項までの規定もし しくは同法第126条の規 定に基づく除かれた戸籍 の謄本もしくは抄本の交 付または同法第120条第 1項もしくは第126条の 規定に基づく磁気ディス クをもって調製された除 かれた戸籍に記録されて いる事項の全部もしくは 一部を証明した書面の 交付	1通につき	750円	戸籍法第12条の2におい て準用する同法第10条第 1項もしくは第10条の2 第1項もしくは第3項か ら第5項までの規定もし しくは同法第126条の規 定に基づく除かれた戸籍 の謄本もしくは抄本の交 付または同法第120条第 1項、第120条の2第1 項もしくは第126条の規 定に基づく除籍証明書 の交付	(略)	(略)
戸籍法第12条の2におい て準用する同法第10条第 1項もしくは第10条の2 第1項もしくは第3項か ら第5項までの規定また は同法第126条の規定に 基づく除かれた戸籍に記 載した事項に関する証明 書の交付	証明事項 1件につき	450円	(略)	(略)	(略)
(新設)			戸籍法第120条の3第2 項の規定に基づく除籍電 子証明	除籍電 子証明	700円



			<u>証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u>	書提供用識別符号1件につき	
<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出もしくは申請の<u>受理の証明書の交付</u>または同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）もしくは第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	1 通につき	350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円）	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出もしくは申請の<u>受理の証明書の交付</u>、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）もしくは第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付または同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	(略)	(略)
<p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他受理した書類の閲覧</p>	書類1件につき	350円	<p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他受理した書類の閲覧または同</p>	書類または届書等情報の内容を表	(略)

			<u>法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u>	<u>示したものの1件につき</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)